

# 夜間中学就学支援のお知らせ（令和7年4月～令和8年3月分）

名古屋市では、給食費や学用品費などなごやか中学校に通うためにかかるお金をサポートする制度を行っています。このお知らせを読んで、申請してください。

## 1 就学支援を受けられる人

(1) 認定区分 (2)は、世帯全員が同じ項目に該当している必要があります。

- 生活保護を受けている人
- 生活保護が停止または廃止された人（※世帯変更が理由で廃止された場合（再婚等）は該当しません。）
- 児童扶養手当が支給されている人（※児童手当、ひとり親家庭手当等の他の手当は該当しません。）
- 経済的に困っている（所得基準額以下の）人

※令和7年4月～8月までの基準額

| 世帯人数      | 1人世帯    | 2人世帯    | 3人世帯    | 4人世帯    | 5人世帯    | 6人世帯    | 7人世帯以上             |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------------|
| 所得<br>基準額 | 214万1千円 | 321万9千円 | 345万6千円 | 417万9千円 | 485万円   | 537万7千円 | (1人増えと)<br>+45万6千円 |
| 年収目安      | 331万6千円 | 470万円   | 500万円   | 590万円   | 672万3千円 | 730万8千円 | (1人増えと)<br>+50万7千円 |

※令和7年8月までは、各世帯員の令和5年（1月～12月）の総所得から10万円引いた額を合計した額が上の所得基準額以下の場合認定されます。令和7年9月以降は、令和6年（1月～12月）の総所得で審査します。令和7年9月以降の所得基準額は令和7年9月に案内します。

※審査で使う「所得」は、年収ではありません。の中の間を参考にしてください。

※物価高騰等の影響を考え、しばらくの間、所得基準額を引き上げています。

### 参考1 市民税・県民税・森林環境税決定通知書

|      |                                                 |                                               |      |                                                                                        |
|------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 所得   | 給与収入<br>給与所得<br>その他の所得計                         | 主たる給与<br>以外の合算<br>所得区分                        | 課税標準 | 総所得③<br>山林所得<br>分離短期譲渡<br>分離長期譲渡<br>株式等の譲渡<br>先物取引<br>配当<br>扶養親族該当区分<br>本人該当区分<br>繰越損失 |
| 所得控除 | 雑損<br>医療費<br>社会保険料<br>小規模企業共済<br>生命保険料<br>地震保険料 | 障害・寡・勤<br>配偶者<br>配偶者特別<br>扶養<br>基礎<br>所得控除合計② |      |                                                                                        |

(摘要)

### 参考2 源泉徴収票

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

|           |                 |            |              |                    |
|-----------|-----------------|------------|--------------|--------------------|
| 住所又は居所    | 氏名              | 生年月日       | 給与支払額        | 源泉徴収税額             |
|           |                 |            |              |                    |
| 源泉徴収対象所得  | 配偶者（特別）<br>控除の額 | 特定<br>控除の額 | その他<br>控除の額  | 源泉徴収<br>税額の<br>合計額 |
|           |                 |            |              |                    |
| 社会保険料等の金額 | 生命保険料の控除額       | 地震保険料の控除額  | 住宅借入金等特別控除の額 |                    |
|           |                 |            |              |                    |

(摘要)

※参考1と参考2は所得の確認に使うもので、

提出しても証明書としては使えません。

詳しくはP.4 「5 提出書類」をご覧ください。

## (2) 世帯の考え方

※就学支援の「世帯」とは、同じ家に住んでいる人すべてをいいます。生計や住民票を別に  
していても、同じ家に住んでいる人は同じ世帯です。なお、単身赴任などにより、同じ家には  
住んでいないが、その世帯の生計を維持している人も同じ世帯に含みます。

※主に生計を維持している人の傷病や失業(解雇、倒産)などやむを得ない事情で収入が  
激減した場合、所得が基準額を超えても認定する場合があります。学校へ相談してくださ  
い。(定年・自己都合退職は該当しません。)

## 2 認定期間

令和7年4月～7月に認定された人の認定期間は令和7年8月までです。令和7年4月～7月に申請した  
人は、認定された人も認定されなかった人も、自動的に令和7年9月に新基準で審査を行います。  
再度申請書を提出する必要はありません。9月の審査で追加で提出する書類がある人には個別に  
案内をします。令和7年9月以降認定された方の認定期間は令和8年3月までです。令和8年4月以降も  
就学支援を希望される場合は、令和8年4月にする案内に従って申請してください。

## 3 注意事項

- ① 就学支援に関する情報は、個人情報のため、他人に知られることのないように配慮します。
- ② 申請内容に修正や誤りが判明し、認定要件を満たさなくなった場合は認定を取り消すことがあ  
ります。申請内容に疑いがある場合、事情を確認することや、職権で世帯状況や所得等の  
確認をすることがあります。
- ③ 就学支援の認定中に世帯状況が変わる場合(再婚、転居、同居等)は、必ず、すみやかに  
学校へ連絡してください。再婚等により世帯に新たな人が増えた場合、一旦就学支援の支給を  
停止します。引き続き就学支援を希望する場合は、新しい世帯構成で再申請してください。
- ④ 地震や豪雨等で被災されたことを理由に申請する場合の手続きについては、学校へ相談してくだ  
さい。

## 4 参考（支給内容と支給時期）

- ※ 認定された場合、支給内容が確認できますので、大切に保管してください。
- ※ 9月（2学期）以降の支給額は9月以降認定された場合に支給予定です。

|              |                                                                                                                    |                        |                                        |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|----------------------------------------|
| 学用品費等        | 1学期分：11,560円、2学期分：9,000円、3学期分：6,750円                                                                               |                        | 1学期分：6/2頃<br>2学期分：10/25頃<br>3学期分：1/26頃 |
| オンライン学習通信費   | 1学期分：6,250円、2学期分：5,000円、3学期分：3,750円                                                                                |                        |                                        |
| 学校給食費        | 実際に食べた金額を支給                                                                                                        | 実費額                    | 1学期分：8/25頃<br>2学期分：1/26頃<br>3学期分：3/31頃 |
| 修学旅行費        | 実施時点で就学支援を受け、修学旅行に参加した3年生に支給                                                                                       |                        | 実施後<br>(通常2～3カ月後)                      |
| 通学交通費        | 最も経済的な通常の経路および方法で公共交通機関を利用して通学する生徒に定期代（通勤手当がある場合は差額）を支給<br>第1回：4月～6月の3カ月定期と7月の1カ月定期代<br>第2回：9月の1カ月定期と10月～3月の6か月定期代 |                        | 第1回：10/25頃<br>第2回：12/25頃               |
| 学校生活管理指導表文書費 | 食物アレルギー、心臓・腎臓関連の疾患に関して医師が作成する学校生活管理指導表の文書料を支給。<br>医療機関の領収書が必要                                                      | 実費額<br>(限度額<br>3,000円) | 原則翌月支給日<br>(4,5月分は6/25)                |

※学用品費等とオンライン学習通信費と学校給食費と通学交通費は、学期途中で認定された場合は金額の一部が支給されます。

※オンライン学習通信費は、タブレット端末を活用した家庭学習を行っていない場合、支給されません。

※生活保護受給世帯は、生活保護費(教育扶助)に含まれるものの以外の費目が支給されます。

※口座振替を申し込んだ場合、原則として登録口座へ直接振り込まれます。振込名義は「エンジョナゴヤシ」です。ただし、就学支援の対象のものについて学校徴収金が未納の場合、学校に支払うことがあります。

ていしゅつしよるい  
5 提出書類

しゅうがくしえんしんせいしよ  
・就学支援申請書

グレーの部分については必ず記入してください。  
世帯状況欄には、同じ世帯の人全員を記入してください。  
令和6年1月1日時点で名古屋市に住民票があり、所得の申告をしていて、申請書で「同意」欄に○をつけ世帯主が名前を書いた場合、証明書類は必要ありません。

しょうめいしよるい  
・証明書類

- 【証明書類が必要な人】
- 教育委員会が情報を確認することに同意しない人
  - 令和6年1月2日以降に名古屋市に転入した人や名古屋市に住んでいない人
  - 令和5年1月～12月の所得を申告していない人
  - 生徒本人の住所と違う所に住んでいる人

| にんていくぶん<br>認定区分 | しょうめいしよるい<br>証明書類                                                                                                                                                  | はっこうばしよ<br>発行する場所                                                 |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ①               | ほごかいしけつていつうちしよ<br>保護開始決定通知書または保護受給証明書                                                                                                                              | くやくしよ<br>区役所                                                      |
| ②               | ほごけつていつうちしよ<br>保護決定通知書【令和5年4月2日以降】の停止・廃止                                                                                                                           |                                                                   |
| ③               | じどうふようてあてしよしよ<br>児童扶養手当証書（受給期間が【令和5年11月以降】のもの）の写し<br>※社会福祉事務所の印があるページのコピーが必要です。<br>※父母のいずれかに重度の障害があることにより児童扶養手当を受給している場合は、重度の障害があることがわかるもの（障害者手帳のコピー等）を添付してください。   | みんせいこ<br>民生子ども課<br>ししよ<br>支所<br>くみんふくしか<br>区民福祉課<br>(社会福祉<br>事務所) |
| ④               | せたいぜんいんぶん<br>世帯全員分の市民税・県民税・森林環境税証明書（コピーも可）<br>※令和6年度(令和5年分所得)の証明が必要です<br>※所得税法上扶養されている人は扶養されていることが分かる証明書（扶養している人の市民税・県民税・森林環境税証明書等）でも足りません。<br>※高校生以下の人の分は必要ありません。 | しぜいじむしよ<br>市税事務所<br>くやくしよししよ<br>区役所・支所の<br>ぜいむまどぐち<br>税務窓口        |

ていしゅつぎげん  
6 提出期限

- (1) 令和7年4月からの認定を希望する人

れいわねんがつにちげつがっこうていしゅつ  
令和7年4月14日（月）までに学校へ提出

- ※(1)の期限までに提出できない場合は学校に相談してください。
- (2) 申請は令和7年5～7月も受け付けています。ただし、お金の支給は、申請が受け付けられた月分からになります。（例：令和7年5月に認定→5月分から支給）

しゅうがくしえんかん  
【就学支援に関するお問い合わせ先】

なごやしきゅういんかいがくじか  
名古屋市教育委員会学事課（TEL 052-972-3217）または なごやか中学校